# 令和6年度 藤沢市幼児教育施設保育料補助金のご案内



藤沢市では、幼児教育施設に通う児童の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、次のとおり 「藤沢市幼児教育施設保育料補助金」を実施します。

※本補助金は原則令和今年度までの補助事業です。次年度以降については、国の「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」制度に移行する予定です。

# 1 対象児童

私設保育施設(認可外保育施設)のうち、幼稚園に準じる施設として市の基準を満たすものと市が認めた施設(以下、「幼児教育施設」という。)及び各種学校等を利用する児童で、次の要件を<u>すべ</u>て満たす児童が対象となります。

- ① 藤沢市内に住所を有する(住民登録がある)こと。
- ② 児童の年齢が4月1日時点で3歳以上であること。ただし、当該年度中に満3歳の誕生日を迎えた場合は、誕生日以降、月の初日に在園した月から対象とする。
- ③ 対象児童の保護者が、市税を滞納していない、又は必要な申告義務を怠っていないこと。
- ④ 対象児童の保育の必要性が認められず、施設等利用給付(幼児教育・保育の無償化に係る給付)の対象とならないこと。ただし、満3歳の児童が課税世帯であるために施設等利用給付の対象とならない場合は、保育の必要性が認められる場合であっても補助金の対象とする。
  - ※施設等利用給付を受けることができる方(保護者の就労時間が月64時間以上など)は、延 長保育の利用の有無等にかかわらず、この補助金の交付対象にはなりません。 保育料の補助を 希望する場合、施設等利用給付認定申請を行ってください。

# 2 対象経費

補助金の対象となる経費は、対象児童の保護者が幼児教育施設に支払う保育料\*です。

また、保育料が一月あたりの補助上限額に満たない場合は、入園初年度に限り、当該年度分として支払う入園料も対象となります。

※「保育料」は、基本的な教育に係る費用で、給食費や教材費等の実費のほか、延長保育に係る経費は 含まれません。

## 3 補助金額

#### (1) 補助上限額

補助金額は、利用する幼児教育施設の認可外保育施設指導監督基準の適合状況に応じて、決定します。なお、指導監督基準の適合状況については、年2回、施設の届出により決定します。 《補助上限額》

補助区分	一月あたりの補助上限額
指導監督基準に適合する施設の場合	25, 700円
指導監督基準に適合しない施設の場合	9,000円

#### 《指導監督基準の適合状況に係る基準日》

補助対象期間	指導監督基準の適合状況に応じた基準日
当該年度の4月1日~9月30日	当該年度の4月1日
当該年度の10月1日~3月31日	当該年度の10月1日

## (2) 補助金額の算定方法

補助金額は、「一月あたりの対象経費(補助上限額まで)× 在籍月数」で算定します。 なお、入園料が対象となる場合は、「入園料÷在籍月数」で算定した一月あたりの入園料と保育 料の合計額(補助上限額まで)を一月あたりの対象経費とします。

# <u>4|申請等の</u>手続きの流れ

#### (1) 補助金交付申請

利用している幼児教育施設からの案内に従い、次の書類を提出してください。

【提出書類】 藤沢市幼児教育施設保育料補助金交付申請事前着手届(第3号様式) 藤沢市幼児教育施設保育料補助金交付申請書(第1号様式)

調書兼事業計画書(第2号様式) 【提出先】 利用している幼児教育施設

【提出期限】 施設が定める日

## (2) 補助金交付決定

申請に基づき、交付の可否及び補助金額(予定額)を決定し、年度当初に申請があった場合は 8~9月頃(予定)、交付(不交付)決定通知書を郵送します。

#### (3) 事業完了届

補助金の交付決定を受けた場合は、利用している幼児教育施設の案内に従い、次の書類を提出してください。

【提出書類】 藤沢市幼児教育施設保育料補助金事業完了届(第6号様式)

事業完了届附表(第7号様式)

保育料等の領収書(保育料・入園料の支払いがわかる書類)

【提出先】 利用している幼児教育施設

【提出時期】 3月頃(施設が定める日)

## (4) 交付金額の確定・補助金の交付

事業完了届に基づき、補助金額を確定し、交付額確定通知書を郵送します。補助金の交付は、 2025年5月下旬の予定です。

## 5 留意事項

- (1) 交付決定通知書等の書類は、補助金の交付を受けてから5年間は保管してください。
- (2) 年度の途中に退園する場合や施設等利用給付(幼児教育・保育の無償化に係る給付)の対象となった場合には、「変更交付申請」が必要です。利用している施設に確認の上、施設を通じて変更交付申請書類を提出してください。

年度途中から施設等利用給付の対象となる場合、<u>施設等利用給付の対象要件がありながら、保護者の認定申請の遅れにより認定対象とならなかった期間については、原則として本補助金の交付も認められません</u>ので、ご注意ください。

(3)年度途中に入園する場合や、施設等利用給付(幼児教育・保育の無償化に係る給付)の対象から外れるなど、本補助金の対象となる場合には、補助対象となる日までに各施設を通じて市への申請が必要です。 補助対象となる時点での申請がない場合、原則補助を行うことはできませんので 十分ご注意ください。

以上

【問合せ先】 藤沢市 子ども青少年部 保育課 TEL 0466-50-8226(直通) FAX 0466-50-8389